

原 告 [REDACTED]
大阪府高槻市 [REDACTED]
被 告 [REDACTED]

第2 請求の表示

原告が [REDACTED] から平成18年11月30日貸付した大阪府高槻市 [REDACTED] 303号室に関して、 [REDACTED] に交付した敷金50万円の未返還金35万0735円及びそれらに対する平成23年3月1日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金の支払請求。

第3 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件解決金14万3500円の支払義務のあることを認め、これを平成23年9月末日限り、原告名義の銀行口座（ [REDACTED] 銀行 [REDACTED] 店口座 [REDACTED] ）に振り込んで支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。
- 2 原告は、その余の請求を放棄する。
- 3 当事者双方は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 4 訴訟費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 鎌 田 浩

これは正本である。

平成23年8月19日

茨木簡易裁判所

裁判所書記官 鎌 田 浩